令和 2 年(2020年) 7 月 1 日 第 8 回常任委員会決定 令和 3 年(2021年) 3 月 22 日 第 9 回常任委員会一部改正

第79回国民スポーツ大会・第24回全国障害者スポーツ大会手話・要約筆記ボランティア養成基本方針

第79回国民スポーツ大会および第24回全国障害者スポーツ大会に参加する選手・監督、役員、視察員、報道員、その他の関係者および一般観覧者(以下「参加者等」という。)に分かりやすい情報提供を行い、聴覚障害のある参加者等への情報保障を図るため、次の方針により手話・要約筆記ボランティアの養成を行うものとする。

1 基本方針

- (1) 手話・要約筆記ボランティアの養成は、滋賀県開催準備(実行)委員 会が、会場地市町、障害者関係団体等の協力を得ながら行う。
- (2) 手話・要約筆記ボランティアは、1人1業務を原則として、県民の障害への理解を深めるため、できる限り県内において養成することとし、 配慮が必要な参加者等に適切な対応がとれるよう配置を行う。
- (3) 手話・要約筆記ボランティアの養成に当たっては、障害のある人もない人も広く県民の積極的な参加と協力が得られるよう配慮する。

2 手話・要約筆記ボランティアの定義

手話・要約筆記ボランティアは、以下の業務に従事するボランティアとする。

	• • • • • • • • • • • • • • • • • • • •
種別	業務内容
手話	手話による情報の提供およびコミュニケーション保障
要約筆記(手書き)	ノートテイクやホワイトボードを使用した情報の提供
要約筆記(PC)	パソコンに入力したデータ情報による情報の提供

3 養成計画

手話・要約筆記ボランティアは、以下の計画で養成する。

